

神河町 J R 播但線利用促進 補助金制度の御案内

J R 播但線は、通勤・通学、買い物など住民の暮らしに欠かせない路線で、特急はまかせも運行されており、但馬と播磨を結ぶ重要な役目を持っています。

また、観光など交流人口の拡大や災害時における予備的交通網（リダンダンシー）を確保するためにも必要不可欠なものです。

これからも日常生活での移動手段の一つとして J R 播但線の維持・存続を図るため、令和 5 年 4 月 1 日から J R 播但線利用促進補助金制度を創設し、**令和 6 年度においても引き続き実施いたします**ので、お出かけ等の際にはこれまで以上に J R 播但線の利用をお願いします。

補助対象者

J R 播但線の新野駅、寺前駅、長谷駅のいずれかを発着地とし、往復利用する者（町内に住所を有する。）

補助対象にならない場合

1. 国、県又は他の地方公共団体等から同趣旨の補助金等の交付を受け、又は受けようとしているとき
2. 勤務先から旅費等の支給があるとき
3. 定期乗車券の利用により乗車したとき
4. 補助対象者及びその同居家族に町税等（税外収入を含む）の滞納があるとき
5. その他、町長が不相当と認めるとき

補助対象経費

播但線を含む普通乗車券等の購入に要した経費

補助金の額

補助対象経費に 2 分の 1 を乗じて得た額（10 円未満切り捨て）
ただし、1 人につき同一月内 3,000 円を上限とする。

申請に必要な書類

- ・神河町 J R 播但線利用促進補助金交付申請書兼請求書（様式第 1 号）
- ・普通乗車券等の利用区間、補助対象経費の額を証する書類（購入済みの普通乗車券等の写し等）
- ・補助金に関するアンケート **（必ず毎回提出必要）**
※申請書及びアンケートの様式は、町ホームページからもダウンロードできます。

申請書類提出方法

補助金の申請書は 1 人ごと、1 ヶ月分をまとめて 1 枚ずつ作成いただき、 利用後速やかに提出してください。（概ね利用月の翌月末を目途に）

1. ひと・まち・みらい課へ直接持参（神崎支庁舎では受付できません。）
2. 郵送
3. F A X
4. メール
5. 申請書送信フォーム（町ホームページ）

※書類の添付漏れや不足がないように御注意ください。

問い合わせ・提出先

神河町ひと・まち・みらい課

〒679-3116 兵庫県神崎郡神河町寺前64番地

TEL：0790-34-0002

FAX：0790-34-0691

メール：hitomachimirai@town.kamikawa.hyogo.jp

町ホームページアドレス <http://www.town.kamikawa.hyogo.jp/0000002365.html>

神河町 J R 播但線利用促進補助金 Q & A

Q : 会社の出張利用のため出張旅費が支給されますが、補助金の対象になりますか。

A : 補助対象になりません。

Q : 行きは長谷駅から乗車し、帰りは寺前駅で下車したのですが、補助対象になりますか。

A : 補助対象になります。

Q : 行きは寺前駅から三ノ宮駅まで乗車し、帰りに一旦姫路駅で下車して用事を済ませ、姫路駅から寺前駅へ帰ってきたのですが、補助対象になりますか。

A : 全区間、補助対象になります。

Q : 行きは寺前駅から大阪駅まで乗車し、帰りは福崎駅で下車して車で帰ったのですが、補助対象になりますか。

A : 新野駅、寺前駅、長谷駅のいずれかを発着地とし、往復利用することが条件になっていますので、補助対象になりません。

Q : 寺前駅から京都駅まで行きは普通列車を利用し、帰りは京都駅から大阪駅まで普通列車、大阪駅からは特急はまかぜを利用したのですが、補助の申請はどうなりますか。

A : 往復利用されていますので、行きの分と帰りの京都駅から大阪駅までの普通列車分が『J R 播但線利用促進補助金』、帰りの大阪駅から寺前駅までのはまかぜ分が『特急はまかぜ利用促進補助金』になりますので、2種類の申請書を提出してください。
それぞれの補助対象金額を計算して支給します。

Q : 姫路から新幹線を利用したのですが、その費用も補助対象になりますか。

A : 新幹線費用は、補助対象になりません。

Q : 寺前から福崎までは定期乗車券を利用し、福崎から三ノ宮までは切符を購入して往復しましたが、対象になりますか。

A : 一部定期利用による乗車となりますので、補助対象になりません。

Q : 宿泊旅行のため、行きと帰りが別の日になっていますが、補助対象になりますか。

A : 補助対象になります。

Q : J R の割引を受けた普通乗車券を購入しましたが、割引後の購入金額に対して補助金が支払われるのでしょうか。

A : 実際に購入された購入金額に対して、補助金を支払いします。

Q : 普通乗車券等の利用区間、補助対象経費の額を証する書類（購入済みの普通乗車券等の写し等）はどんなものですか。

A : J R 窓口等で発行される領収書、降車駅された駅の改札で「乗車記念印」を押印を受けた乗車券、購入された乗車券等の画像で、利用区間や対象経費がわかるものを添付してください。
(券売機によっては、切符購入時に領収書を発行できる機能があります。)

Q : 補助対象になるのは、切符の購入だけでしょうか。

I C カード (I C O C A 等) による乗車やインターネットを經由したモバイルチケットなどは対象外になるのでしょうか。

A : I C カードやモバイルチケットによる乗車も、購入代金や乗車区間等がの必要事項が確認できる書類や写真、画面の写しを添付してもらうことで必要事項が確認できれば、補助対象となります。(I C カードへのチャージができる券売機で利用明細が発行できるほか、スマホにカードをかざせば利用明細が表示できるアプリもあります。)

なお、I C カードへのチャージのみでは J R 利用が確認できませんので、補助対象にはなりません。

Q : 切符等、J R 播但線を利用した証明書類を紛失してしまいました。

A : J R を利用した区間や費用がわかりませんので、補助金の支払いはできません。

Q : 申請書類はどこで手に入りますか。

A : 町のホームページ又は神河町役場本庁舎 2 階のひと・まち・みらい課で入手してください。
町ホームページアドレス <http://www.town.kamikawa.hyogo.jp/0000002366.html>

Q : 先月分の申請を忘れていたので、今月分と 2 ヶ月分まとめて申請しても大丈夫ですか。

A : まとめて申請してもらっても大丈夫ですが、申請書を 2 枚に分けて提出してください。

Q : 税等の滞納がないことを証明する書類を添付する必要はありますか。

A : 申請書兼請求書の下段に「同意欄」がありますので、同意された場合は添付の必要はありません。

なお、同意されない場合や滞納がある場合は、申請を却下することがあります。